

「秋田市ふるさと通信」制作発送業務委託仕様書

1 目的

ふるさと納税の情報や、本市の現状および魅力を秋田市外、秋田県外の方に情報発信する「秋田市ふるさと通信」を制作するとともに、過去のふるさと納税寄附者に送付することにより、継続的なつながりの確保を図る。

2 委託業務名

「秋田市ふるさと通信」制作発送業務

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年12月5日(金)まで

4 業務に必要なデータの提供

- (1) 委託者は、本業務に必要な範囲内において資料およびデータ（以下「資料等」という。）を提供するものとする。
- (2) 受託者は、(1)により提供を受けた資料等を本業務の遂行においてのみ使用し、業務完了後は速やかに返却又は削除するものとする。また、当該資料等については、常に善良な管理を行うとともに、委託者の許可なく公表・使用又は第三者に貸与してはならない。

5 業務内容等

(1) 「秋田市ふるさと通信」制作業務

ア 作業の概要

- (ア) 「秋田市ふるさと通信」の制作。制作には、取材、撮影、原稿作成、レイアウト、デザイン、編集、校正、製本、納品、工程管理など、「秋田市ふるさと通信」の制作に必要な全ての作業を含むものとする。
- (イ) 受託者は、委託者が指定する市内の事業者や生産者、祭り、公共施設などに取材し得られる情報および提供する資料等をもとに、「秋田市ふるさと通信」を制作するものとする。
- (ウ) 制作にあたっては、委託者と受託者で十分な意見交換、調整を図ること。
- (エ) 受託者は、委託者が必要とした時に、遅滞なく打ち合わせ等に応じること。

イ 規格、数量

- (ア) 料金後納郵便マークあり（89,300部）
仕上A4（6ページ）、両面4色カラー印刷、ニューVマット<110k>、

巻三つ折り、ふち糊圧着加工、料金後納マーク印字、宛名印字

(イ) 料金後納郵便マーク無し (1,500部)

仕上A4 (6ページ)、両面4色カラー印刷、ニューVマット<110k>、
巻三つ折り、ふち糊圧着加工なし、料金後納マークなし、宛名なし

ウ 掲載内容

(ア) 秋田市ふるさと納税に関わる事業者や生産者、祭り、工芸品、食、自然、
秋田市の取組やまちづくりなど、本市の魅力や現況が伝わるもの (取材・
撮影)

(イ) 秋田市ふるさと納税の使いみち、人気商品など (委託者から資料等提供)

※参考資料 「秋田市ふるさと通信」 vol.5 2024.11

(2) 発送業務

ア 発送方法

(ア) 「秋田市ふるさと通信」の発送は、郵便局を利用し、料金後納郵便物と
して発送する。

(イ) 発送業務にあたっては、「秋田市ふるさと通信」の印刷作業に入る前に、
郵便局と受託者で十分な意見交換、調整を図ること。

(ウ) 郵便局と受託者との間で料金後納契約を締結する際に、受託者が債務を
履行しない場合に備えた返済の保証として、「内国郵便約款」に基づく後
納承認局の指示に従い、有価証券やその他の書類、後納料金に応じた担保
の提供を求められた場合には、これに応じること。

(エ) 受託者はこの発送業務における「差出人／還付先」となり、住所不明郵
便物の「還付先」となること。また、受領した住所不明郵便物は、定期的
に本市へ返却すること。

イ 料金後納マーク印字、宛名ラベル印刷

対象：前年度寄附者 (89,300部)

受託者は、郵便局が指定する表記方法に基づいて料金後納マークを作成し、
「秋田市ふるさと通信」背面に印字する。また、秋田市が提供する宛名デ
ータをもとに「秋田市ふるさと通信」背面に印字する。

ウ 差出人表記方法

【発行元】秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課
〒010-8560

秋田県秋田市山王一丁目1番1号

電話：018-888-5487 FAX：018-888-5488

【発行事務代行受託】受託者名

【差出人/還付先】受託者住所・連絡先 秋田市ふるさと通信発送事務係

エ 発送

(ア) 件数 89,300件

(イ) 受託者は、制作した「秋田市ふるさと通信」を郵便局に引き渡し発送する。なお、受託者は、発送までの間、当該資料を保管すること。

(ウ) 受託者は、令和7年12月5日（金）までに発送するものとし、委託者は発送時の点検作業に立ち会うものとする。

(エ) なお、やむを得ない事情により、当該期限までに発送作業を終了することができなかったときは、受託者は委託者の指示に従い、その後の対応に誠意をもって当たらなければならない。

6 未発送制作物の納品

(1) 「秋田市ふるさと通信」 1,500部

(2) 「秋田市ふるさと通信」 P D F データ

(3) 納品日：5(1)における制作業務終了次第

(4) 納品場所：秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課

(秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階)

7 検査

(1) 受託者は、本業務が完了したときは、業務委託完了届書を提出し、本市の検査を受けなければならない。

(2) 業務の完了後、受託者の責任による誤りや損害があった場合は、すみやかにこれを補償しなければならない。

8 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額については、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 人員配置

受託者は委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を行うこと。

(3) 再委託等について

ア 受託者は、原則、本業務の全てまたは大部分を第三者に再委託してはならない。

イ 受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について、事前に委託者に書面で提出し、承認を得ること。

(4) 著作権

本業務により制作された成果物の著作権は全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料等を他に流用することはできない。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩について管理者の注意をもって、その情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報には細心の注意を払い、いかなる場合もこれを他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(7) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行するうえで関係法令等を遵守すること。

9 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定し、又はその解決を図るものとする。

10 連絡先

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課 ふるさと納税推進担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5487

FAX 018-888-5488

Email furusato-akita@city.akita.lg.jp